

## 利益相反管理方針（概要）

スカイオーシャン・アセットマネジメントは、お客さまとの適切かつ公正な取引を確保するため、業務遂行に関する情報を適正に管理するとともに、業務の実施状況を適切に監視することにより、お客さまの利益を不当に害する取引の未然防止を図ってまいります。

利益相反のおそれのある取引を特定するにあたっては、お客さまの正当に期待する契約上または信義則上の義務、お客さまから見た当社および親会社等の社会的評価、レピュテーションに対する影響等を考慮し総合的に判断してまいります。

### （利益相反管理体制）

当社は、代表取締役社長を利益相反管理責任者とし、利益相反管理責任者は、必要に応じて補助責任者を指名いたします。

コンプライアンス部は、利益相反管理の統括部署として以下の役割を担います。

- ・利益相反管理について、役員・社員等への周知徹底を図るため、必要に応じた指導・研修等の継続的な実施
- ・利益相反管理の状況について報告を受け、検証をおこない、重要な内容については取締役会に報告するとともに、検証結果にもとづき、特定のためのプロセスや利益相反管理の方法等に変更の必要がないかどうかについての随時評価

### （「利益相反のおそれのある取引等」の定義）

利益相反のおそれとは、当社および主要株主の対象会社がおこなう取引に伴い、対象会社がおこなう銀行関連業務または金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれをい、次の場合およびこれらに類似する場合におけるお客さまの合理的な期待に反するおそれが存在するものをいいます。ただし、これらは必ずしも利益相反のおそれがある取引を全て網羅したものではありません。

- ①お客さまと対象会社または他のお客さまとの利害が対立する場合
- ②お客さまと対象会社または他のお客さまとが競合する場合
- ③対象会社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、対象会社または他のお客さまが利益を得る場合

主要株主の対象会社は次のとおりです。

◇コンコルディア・フィナンシャルグループ各社

<http://www.concordia-fg.jp/company/group/index.html>

◇三井住友トラスト・グループ各社

<http://www.smth.jp/coi/index.html>

◇京都銀行グループ各社

<https://www.kyotobank.co.jp/about/company/group.html>

◇群馬銀行グループ各社

<https://www.gunmabank.co.jp/rieki.html>

◇東京きらぼしフィナンシャルグループ各社

<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/about/group.html>

### (利益相反管理の方法)

当社の役員・社員等は、お客さまとの取引において利益相反のおそれがあると判断した場合には、直ちに所属部長および統括部署に報告いたします。

統括部署は、報告を受けた取引について、必要な調査および事実確認をおこない、利益相反取引に該当するかどうかを検討し、利益相反のおそれのある取引を特定いたします。

特定された利益相反のおそれのある取引については、当該取引の内容や、利益相反のおそれの程度に応じて、以下のいずれかまたは複数の組み合わせにより管理いたします。

- ①情報遮断
- ②取引の条件または方法の変更
- ③一方の取引の中止
- ④お客さまへの情報開示（当該取引の内容や利益相反のおそれの程度に応じて、これに加えてお客さまからの同意取得）
- ⑤公正な取引条件の確保
- ⑥その他お客さまの保護を適正に確保する方法

特定された利益相反のおそれのある取引の管理方法の選択は、当該取引の所管部署がおこない、利益相反管理責任者または補助責任者の承認を得るものとします。なお、所管部署が複数にまたがる場合、当該複数部署が協議のうえ管理方法の選択をおこなうものとします。

お客さまへの情報開示の方法を選択する場合には、他のお客さまに対して負う守秘義務に反しないよう留意いたします。

以 上

(令和元年 6 月 28 日)